

「花岡事件」損害賠償要求案についての主張

1989年12月22日の鹿島組に対する「公開書簡」（別紙1）および1990年7月5日の「共同声明」（別紙2）、1991年1月6日「再度鹿島建設に送る公開書簡」（別紙3）、1998年3月4日の「声明」（別紙4）の原則に基づき、未完の事項について重ねて主張する。

- 1, 記念館建設に当たっては、鹿島組は必ず速やかに建てること（北京と大館に一ヶ所ずつ建設）
- 2, 記念館の面積は、ここで追悼活動を行えるように、必ず200人が収容出来る広さとする。
- 3, 追悼の経費は鹿島が負担する。
- 4, 記念館の建設費用は、鹿島の負担とする。
- 5, 本案の訴訟費用は、全て鹿島の負担とする。
- 6, 我が紅十字会が花岡事件の賠償金を受け取った後に、986人各人が受け取る金額を明確に公表するように希望する。
- 7, わたくし本人が受け取る分は、986人全員が受け取った後に受け取る事とする。

耿 諄

2000年11月17日